

島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例

令和2年1月10日条例第1号

改正 令和2年3月25日条例第2号 令和6年3月25日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償、給料及び手当（以下「報酬等」という。）について定めることを目的とする。

(会計年度任用職員の報酬等)

第2条 会計年度任用職員に支給する報酬等は、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当とし、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料並びに通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当（以下「各種手当」という。）とする。

2 会計年度任用職員に支給する報酬等は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第11号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性並びに勤務日数及び勤務時間数を考慮して定めなければならない。

3 報酬は月額、日額又は時間額とし、給料は月額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第3条 月額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、勤務1月につき、給与条例別表第1行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額（以下「上限額」という。）に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

2 日額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、勤務1日につき、上限額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を7.75で除して得た数を乗じて得た額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

3 時間額で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、勤務1時間につき、上限額を162.75で除して得た額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の特例)

第4条 特別の事情により前条の規定による報酬の額により難いときは、同条の規定にか

かわらず、任命権者が島原地域広域市町村圏組合管理者と協議して定める額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

第5条 正規の勤務時間外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を基礎として、給与条例第12条に規定する時間外勤務手当の支給を受ける職員の例により、当該時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。ただし、正規の勤務時間が割り振られた日又は週において、正規の勤務時間外の時間にした勤務（以下「時間外勤務」という。）のうち、その日の時間外勤務の時間とその日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間又はその週の時間外勤務の時間とその週における正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の時間外勤務にあつては、第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その時間外勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の125）を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第6条 任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、給与条例第18条から第18条の3までの規定を準用し、期末手当を支給する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき報酬の月額として規則で定める額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第6条の2 任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、給与条例第19条の規定を準用し、勤勉手当を支給する。この場合において、給与条例第19条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき報酬の月額として規則で定める額」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第7条 第3条に規定する報酬の算定において生じる端数及びその処理方法については、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の費用弁償)

第8条 パートタイム会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、給与条例の適用を受ける職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第9条 フルタイム会計年度任用職員に支給する給料の額は、勤務1月につき、上限額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の各種手当の支給等)

第10条 フルタイム会計年度任用職員に支給する各種手当は、給与条例の適用を受ける職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者にあつては、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

(会計年度任用職員の報酬等の減額)

第11条 会計年度任用職員が当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間中に勤務しないときは、規則で勤務することを要しないこととされている場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額(フルタイム会計年度任用職員にあつては、勤務1時間当たりの給与額。次条において同じ。)を減額する。

(会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第12条 第5条及び前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、規則で定める。

(会計年度任用職員の報酬等の支給方法)

第13条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、前各条に規定するもののほか、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

2 島原地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「3年をこえない範囲内」を「3年を超えない範囲内」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(島原地域広域市町村圏組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

3 島原地域広域市町村圏組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和46年島原地

域広域市町村圏組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和2年島原地域広域市町村圏組合条例第1号)第3条又は第4条に規定する報酬の額)」を、「給与」の次に「(同号の職員については報酬)」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 一般職の職員の給与に関する条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「並びに」を「及び」に改め、同条第3項中「全ての職員」を「この条例の適用を受ける全ての職員」に、「格付」を「格付け」に改め、同項ただし書を削る。

第23条を次のように改める。

(臨時的任用職員等の給与)

第23条 法第22条の3第4項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員の給与については、任命権者が別に定める。

- 2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。

(島原地域広域市町村圏組合監査委員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 島原地域広域市町村圏組合監査委員等並びにその他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名中「並びにその他非常勤の職員」を削る。

第1条中「監査委員及びその他の委員」を「非常勤の監査委員及びその他の委員」に改め、「並びにその他非常勤の職員(以下「非常勤職員」という。)」を削る。

第2条中「及び非常勤職員」を削る。

第3条中「支給し、非常勤職員の報酬は、職務に従事した日の属する月の翌月21日までに」を削る。

第4条及び第5条中「及び非常勤職員」を削る。

別表第1を次のように改める。

報 酬 額 表			
職 名	職種及び 支給区分	報酬額	摘 要

監査委員	日額	15,000	円 監査業務に限る
	日額	6,000	監査業務を除く
個人情報保護審議会委員	日額	6,000	
情報公開審査会委員	日額	6,000	
行政不服審査会委員	日額	6,000	
介護認定審査会委員	医師 日額	18,300	介護認定審査会業務に限る
	医師以外 日額	15,000	介護認定審査会業務に限る
	日額	6,000	介護認定審査会業務を除く

別表第2 介護認定調査員の項及び備考を削る。

(島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年島原地域広域市町村圏組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第19条の表中第23条の項を削る。

第20条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第22条の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条中「給与条例第11条」の次に「又は島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和2年島原地域広域市町村圏組合条例第1号)第11条」を、「給与額」の次に「又は島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額」を加える。

(島原地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 7 島原地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年島原地域広域市町村圏組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(臨時的任用職員等の勤務時間、休暇等)

第19条 地方公務員法第22条の3第4項及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6

条第1項の規定により臨時的に任用された職員の勤務時間、休暇等については、任命権者が別に定める。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(島原地域広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 8 島原地域広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年島原地域広域市町村圏組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則(令和2年3月25日条例第2号)

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 第6条 島原地域広域市町村圏組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和2年島原地域広域市町村圏組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条中「、若しくは失職し」を削る。

附 則(令和6年3月25日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 島原地域広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年島原地域広域市町村圏組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。